


## ★「平成19年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

- ◎老齢年金（老齢又は退職を支給事由とする年金（老齢福祉年金を除く。）をいいます。以下同じ。）は、所得税法により『雑所得』として所得税がかかります。（障害年金、遺族年金には税金がかかりません。）
- ◎老齢年金の年金額が、108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方は、「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要があります。
- ◎「扶養親族等申告書」をご提出いただけない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。
- ◎受給者の方からご提出いただく「扶養親族等申告書」をもとに年金に係る平成19年分の所得税額の計算を行います。

### 扶養親族等申告書の送付について

毎年、所得税の課税対象（老齢年金の年金額が、65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）となる方に対して、「扶養親族等申告書」を送付しておりますが、本年は**10月24日**より順次送付いたします。

お住まいの地域の発送日については、こちらをご覧ください。 

[各地域の発送スケジュール](#)

なお、送付する「扶養親族等申告書」の種類は、次のとおりです。

- 昨年も扶養親族等申告書を提出された方（継続提出者） 青色のはがき
- 昨年に扶養親族等申告書を提出する必要がなかった方（新規提出者） 墨色のはがき

**送付された扶養親族等申告書によって、記入方法が異なります。  
扶養親族等申告書の記入方法については、こちらをご覧ください。**

**継続提出者の方はこちら  
（青色のはがきの方）**

**新規提出者の方はこちら  
（墨色のはがきの方）**

扶養親族等申告書の提出は、電子申請でも手続可能です。  
電子申請での手続をご希望される方は、厚生労働省電子申請・届出システムより行ってください。



- ※ 電子申請にて手続を行うには、申請内容の盗視、改ざん、なりすまし等を防止するために**電子証明書が必要**となります。  
申請者電子証明書の入手及び設定方法については、[こちら](#)をご覧ください。

## 平成18年度税制改正について

平成18年度税制改正において、国から地方への税源移譲が行われることに伴い、**公的年金に係る源泉徴収税率の引下げ**を行う所得税法の改正がありました。

また、最近の経済状況を踏まえ、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた**定率減税が廃止**されました。

(改正後の所得税法等に基づく所得税額の計算は、平成19年2月支払期の年金支給額より行います。)



- 所得税の源泉徴収税率が下がった分、6月頃に市区町村から通知がある住民税額は増えますが、所得税と住民税を合わせた負担額は、これまでと変わりません。(ただし、このほか、定率減税の廃止などによる影響があります。) 詳しくは、お住まいの**市区町村**にお問い合わせください。

	改正前	改正後
源泉徴収税率	10%	扶養親族等申告書を提出された方 <u>5%</u>
		扶養親族等申告書を提出されなかった方 <u>1.0%</u>
定率減税	10%	廃止

◇ 年金にかかる源泉徴収税額の計算方法については、[こちら](#)をご覧ください。

☞ 所得税に関する詳しいことについては、財務省ホームページをご覧ください。



☞ 住民税に関する詳しいことについては、総務省ホームページをご覧ください。

